

【参考資料】

議案第44号 朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例

総務部課税課

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正するものです。

施行日：令和7年4月1日

【改正内容】

附則第4項 わがまち特例

【法附則第15条第37項の条例で定める割合】

水防法に基づき浸水被害軽減地区に指定された地区内にある土地の課税標準における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第5項 わがまち特例

【法附則第15条第38項の条例で定める割合】

都市再生特別措置法に係る一体型滞在快適性等向上事業における滞在快適性等向上施設の用に供する固定資産における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第6項 わがまち特例

【法附則第15条第42項の条例で定める割合】

特定都市河川浸水被害対策法に係る貯留機能保全区域内にある土地の課税標準における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第19項

読替規定

法律改正にあわせて改正

担当

総務部課税課

固定資産税係 048-463-2875